

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB（以下「事業場」という。）に中古バイク店の従業員として雇用され、7日勤務後に自主退職した。同月〇日に事業場に再雇用され、事業場の新店舗であるC店への引っ越しの手伝いを行い、同年〇月〇日からは同店舗の店長として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日の工作中にめまいがして倒れそうになり、熱中症と思いその日は仕事をして帰ったが、頭痛と手足のしびれがとれないことから、同月〇日D病院に受診し、異常が見付からなかったため、同月〇日にEクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、C店の開店準備を一人でさせられたことが原因で精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、意見書で、請求人の主治医の意見及び請求人の自覚症状等を踏まえ、平成〇年〇月〇日下旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病し、寛解せず遷延化したものと述べており、当審査会としても、請求人の症状及び経緯等からみて、専門部会の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 本件疾病の発病前おおむね6か月の間に発生した業務による出来事については、本件一件記録からは、何ら確認することができない。当審査会としても、業務による出来事が確認できない以上、心理的負荷を評価することもできないことから、本件疾病が業務上の事由により発病したものと認めることはできない。

(4) また、請求人は、業務による出来事として、新店舗の開店準備を一人でさせられたことが原因で本件疾病を発病したと主張するが、請求人が主張する出来事は、本件疾病発病後の出来事であり、請求人の主張を採用することはできな

い。

なお、認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱っているとされているが、請求人からは、本件疾病の悪化に関する主張は認められず、本件疾病の発病後の上記出来事を評価したとしても、極度の心理的負荷をもたらす「特別な出来事」であったとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。